

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 19 年 6 月 7 日

3号機取水口付近（非管理区域）でのけが人の発生について

東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

6月6日午前10時25分頃、3号機取水口付近（非管理区域）において、パトロール中の委託警備員が、取水口スクリーン\*用門型クレーンの停止用金具（高さ約20cm）に左足を接触させて負傷したため、応急処置後に病院へ向かいました。

診察の結果、左足すねに挫創（切り傷）が確認されました。

なお、当該委託警備員の身体に放射性物質による汚染はありません。

以 上

\*：取水口スクリーン

復水器の冷却水として使用する海水を取水する際に、海水中のごみを取り除く装置。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/images/kijun.pdf>）